

議案第 8 2 号

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 8 月 3 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東近江市個人情報保護条例（平成17年東近江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「開示及び訂正等」を「開示、訂正及び利用停止」に、「第27条」を「第32条」に、「第28条・第29条」を「第33条・第34条」に、「第30条」を「第35条」に、「第31条—第33条」を「第36条—第38条」に、「第34条」を「第39条」に改める。

第2条第1号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同号ただし書を削り、同条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 特定個人情報 個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。

第6条第4項中「第30条」を「第35条」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

（個人番号利用事務等の適用除外）

第11条の3 個人番号利用事務（番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。）及び個人番号関係事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。）の全部又は一部の委託については、前2条の規定は、適用しない。

第12条中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第13条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の目的外利用の制限）

第13条の2 実施機関は、保有特定個人情報について、目的外利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用をすることができる。

3 前条の規定は、前項の規定による目的外利用について準用する。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供をしてはならない。

「第2節 開示及び訂正等」を「第2節 開示、訂正及び利用停止」に改める。

第16条第2項中「任意代理人（」の次に「保有特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人。」を加える。

第17条第8号中「当該未成年者等」を「当該本人」に改める。

第21条中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第22条第2項中「当該請求書を提出」を「開示請求等を」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

第26条を次のように改める。

(利用停止請求)

第26条 何人も、第24条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求できる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合。当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第6条の規定に違反して収集されたとき。

イ 第10条の規定に違反して保有されているとき。

ウ 第12条又は第13条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報保護ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

(2) 第12条、第13条の3又は第14条の規定に違反して提供されているとき。

当該保有個人情報の提供の停止

2 第16条第2項の規定は、前項に規定する利用停止請求について準用する。

第34条を第39条とし、第33条を第38条とし、第32条を第37条とする。

第31条に次の1項を加え、同条を第36条とする。

6 保有特定個人情報については、他の法令等に保有個人情報の開示に関して規定されている場合であっても、この条例による開示を行うものとする。

第30条第1項中「この条例により審査会の権限に属することとされた事項を行うため」を「個人情報を保護し、その公正な運営を図るため」に改め、同条中第8項を第9項とし、第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議して答申する。

(1) この条例により審査会の権限に属することとされた事項

(2) 番号法第27条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項

第30条を第35条とし、第27条から第29条を5条ずつ繰り下げ、第26条の次に次の5条を加える。

(利用停止請求の手続)

第27条 前条に規定する利用停止請求をしようとする者は、実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第28条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保す

るために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第29条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第30条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2の次に1条を加える改正規定、第12条の改正規定及び第13条の次に2条を加える改正規定（「情報提供等記録を除く。」を加える部分を除く。）

平成28年1月1日

(2) 第2条第1号中「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」を削り、同号ただし書を削り、同条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5

号を第8号とし、第4号の次に3号を加える改正規定（第7号を加える部分に限る。）、第13条の次に2条を加える改正規定（「情報提供等記録を除く。」を加える部分に限る。）、第22条第2項中「当該請求書を提出」を「開示請求等を」に改め、同条第4項を第5項とし同条第3項の次に1項を加える改正規定（「情報提供等記録の訂正等の請求を除く。」に改める部分及び同条第3項の次に1項を加える部分に限る。）及び第26条の改正規定（「情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。」に改める部分に限る。） 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日